

農村ツーリズム「ロゴマーク」使用要綱

1 要綱の趣旨

本要綱は、外国人旅行者を含む観光客が北海道の農山漁村地域における滞在が有意義なものとなるよう、これらの地域における宿泊や食、農林漁業体験などを地域ぐるみで受け入れる『農村ツーリズム』の推進を通じて、農山漁村への訪問・滞在を促進し、農山漁村地域の活性化を図ることを目的として、農村ツーリズム「ロゴマーク」を使用いただくために、必要な事項を定めたものです。

2 定義

農村ツーリズム「ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）は、北海道（以下「道」という。）が著作権、利用権を保有します。

本要綱において、ロゴマークとは、農村ツーリズムの推進における統一シンボルとなる図案をいいます。

3 ロゴマーク

旅を連想するキャリーケースやカバンに付いているタグをモチーフに、親しみと、シンプルかつ北海道らしい自然を想像するデザインとなっています。

また、それぞれのシーンに応じて、農村は『畑』、山村は『森』、漁村は『魚』をイメージし、国内だけではなく、外国人旅行客にも分かりやすいアイコンを使用しています。

モノクロや反転仕様は状況に応じて使い分けが可能です。

4 使用目的

ロゴマークは、観光客の受け入れに意欲を有する農山漁村のブランド化を推進することを目的としています。

（使用例）

- ・チラシ、ポスター、のぼり、パンフレット、名刺、WEBサイト等のPR媒体への使用
- ・道内外への情報案内及びPRに寄与する商品やサービスの提供における使用

5 使用申請

- （1）ロゴマークの使用申請ができる者は、「1 要綱の趣旨」を目的に取り組む組織及び企業、または、その代表者とします。
- （2）ロゴマークの利用を希望する者は、第1号様式により、北海道農政部 農村振興局 農村設計課 活性化担当課長（以下、「活性化担当課長」という。）宛てに使用承認の申請を行ってください。

(3) 次にあげる項目のいずれかに該当する場合は、申請は不要です。

- ア 個人又は法人が営利目的以外で使用する時（例：名刺への貼付、SNSでの発信）
- イ 報道機関が報道のために使用する時
- ウ その他道が適当と認めるとき

6 使用の承認

(1) 道は、5の規定により申請書の提出があった場合は、「4 使用目的」に基づき審査し、申請者に対して使用の可否について文書（第2号様式）で通知します。

(2) 次の事項に該当する場合は、使用を承認できません。

- ア 農村ツーリズム事業の信用または品位を害すると認められる場合
- イ 企業・団体が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような利用又は保証をすると誤認させるような利用
- ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団の構成員と認められる者からの申請の場合
- エ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- オ 特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関するものと認められる場合
- カ 消費者の利益を害すると認められる場合
- キ 募金活動と結び付けた利用
- ク その他道が使用を不相当と認める場合

(3) 道は、使用を承認するにあたり、使用者に対して必要な条件を付すことがあります。

(4) ロゴマークは無償で利用することができます。ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は利用者がみだりに改変することはできません。

(5) 使用の申請をした場合は、道が実施するロゴマーク使用状況の調査等に応じることを承諾したものとみなします。

7 使用上の留意事項

ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 使用の承認を受けた事項以外に使用しないでください。
- (2) ロゴマークのデザイン及び色は、別添の「ロゴマークデザインマニュアル」のとおりとします。
- (3) 使用の承認を受けた権利を他人に譲渡、貸与できません。
- (4) 承認に係る製作物等がある場合は、製作後、その画像データを道に提出してください。

- (5) ロゴマークの使用に起因する事故及び第三者への損害等について、道は一切の責任を負いません。
- (6) 使用の承認を受けた内容による使用のほか、道に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うこと、その他道の著作権を侵害する行為は禁止します。
- (7) 使用者は、活性化担当課長から要請がある場合には、ロゴマークの使用実態の報告を行うものとします。

8 不適正な使用に対する措置

使用を承認した場合においても、虚偽の申請、承認の条件に反していることを確認した場合は、道はその是正を命じるか、もしくは承認の取消しを行います。

9 個人情報の取扱い

本要綱に基づき収集した個人情報については、ロゴマーク使用の取扱いに関する事務以外の用途には使用しません。

ただし、使用申請書（第1号様式）に記載する道の情報発信に同意された場合は、使用承認先一覧情報等として道のホームページなどで公表する場合があります。

10 ロゴマークの使用期限

マークの使用期限は設けません。ただし、活性化担当課長は、特に必要と認める場合には、使用者に対し、期限を定めてマークの利用を終了すべき旨を指示することができるものとします。

11 申請先及びお問い合わせ先

申請先及び問い合わせ先は以下のとおりです。

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道農政部農村振興局農村設計課

TEL 011-231-4111(内線27-872、27-873) FAX 011-232-0027

12 その他

本要綱は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

(附則)

この要綱は、平成30年6月8日から施行します。